

米の安定供給に向けた取組の強化を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年の夏から続く米価高騰に対し、政府は備蓄米の放出を実施したが、新米価格において、今夏の猛暑や渇水による収量減、集荷競争の激化等から高値が予想されるなど、その効果は限定的であり、今なお主食である米の確保には困難が生じている。

こうした状況を受け、政府は、需要に応じて米の生産を増やす方向に農業政策を転換し、大規模農業者等を対象に、生産性・収益性向上、輸出拡大等の支援を打ち出したが、増産による米価の暴落等のリスクは、依然として農業者の自己責任である。

全ての農業者が安心して生産に励める体制の実現に向けては、現行の直接支払制度の拡充に加え、米価が生産コストを下回った場合の差額補てん、供給過剰時の備蓄米の買増し等、国による支援の充実が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の主食である米を、将来にわたって確保するため、ゆとりある需給計画に基づき、農業関連予算の増額による価格保障及び所得補償の充実、政府備蓄米による流通調整等を通じ、米の安定供給に向けた取組を強化するよう強く要請する。